

河内長野市クビアカツヤカミキリ
防除実施計画書

令和2年12月

河内長野市

目次

1. 防除対象の特定外来生物	1
2. 防除を行う区域	2
3. 防除を行う期間	2
4. 生息及び被害状況	3
(1) 生態系被害	3
(2) 農林水産業被害	3
5. 防除の目標	3
6. 防除の実施主体	3
7. 防除について	4
(1) 防除の方法	4
①農薬を使用しない防除	4
②農薬を使用する防除	5
③伐採による防除	9
(2) 樹木別の防除	9
①被害が甚大な樹木の防除	9
②被害が軽度な樹木の防除	9
③被害が無い樹木の予防	9
(3) 若木への植替え	10
(4) 住民への調査・防除の協力の呼びかけ	10
(5) モニタリング及び被害マップの作成・更新	11
8. 防除従事者	11
9. 協働による防除	11
10. 近隣自治体との連携	11

資料

別添1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）

大阪府立環境農林水産総合研究所

別添2 農薬 殺虫剤（噴射式）の例

別添3 農薬 殺虫剤（薬剤散布）の例

別添4 農薬 殺虫剤（幹幹注入剤）の例

別添5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について

別添6 河内長野市クビアカツヤカミキリ防除対策連絡会設置要領

1. 防除対象の特定外来生物

クビアカツヤカミキリ（学名：Aromia bungii）

クビアカツヤカミキリとは

- 学 名：クビアカツヤカミキリ（学名：Aromia bungii）
- 分 類：コウチュウ目・カミキリムシ科
- 体 長：2～4 cm（成虫）
- 分 布：中国、朝鮮半島、ベトナムなど
- 被害樹種：サクラ、モモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木



特徴

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下（前胸の一部）が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ

クビアカツヤカミキリの生活環

- ・成虫は、6月から8月に野外で活動し、越冬はできない。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する。1個体あたり約300個産卵する。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で1～3年かけて成長し、蛹（さなぎ）になる。
- ・幼虫の活動期は3月～10月であり、この間に樹幹からうどん状のフラスが排出される。

クビアカツヤカミキリの生活環



別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

2. 防除を行う区域

河内長野市全域

※被害状況調査の結果、被害が拡散傾向にあることが確認され、市域全域での防除が必要であると考えられるため。

平成 30 年大阪府立環境農林水産総合研究所調べ 6/19 地点（被害あり調査地点／調査地点）

※調査樹種：サクラ

15/349 本（被害あり本数／調査本数）



令和 2 年河内長野市クビアカツヤカミキリ被害状況調査より 38/62 地点（被害あり調査地点／調査地点）

※調査樹種：サクラ

206/634 本（被害あり本数／調査本数）



3. 防除を行う期間

令和2年6月22日～令和4年3月31日

※・生物多様性保全推進事業の実施期間

・期間中に令和4年度以降の防除実施計画を見直すものとする。

4. 生息及び被害の状況

(1) 生態系被害

河内長野市では、平成29年に初めて生息が確認されており、市内の公園などの敷地に所在するサクラの木に被害が確認されている。(※被害状況の詳細については「河内長野市クビアカツヤカミキリ被害状況調査報告書（令和2年11月）」参照)

(2) 農林水産業被害

モモなどが所在する農地において、被害が確認されている。

5. 防除の目標

生態系等に係る被害の軽減と生息域の拡大防止を目標とし、市内でのクビアカツヤカミキリによる被害の根絶に努める。

6. 防除の実施主体

サクラなどのバラ科の樹木を管理する施設などを有するもの

7. 防除について

河内長野市に生息しているクビアカツヤカミミリについて、令和元年7月に地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が示した「クビアカツヤカミミリ被害対策の手引書（改訂版）」（別添1）に記載する防除方法などにより、効果的な防除に努める。

（1）防除の方法

①農薬を使用しない防除

㊦成虫の捕殺

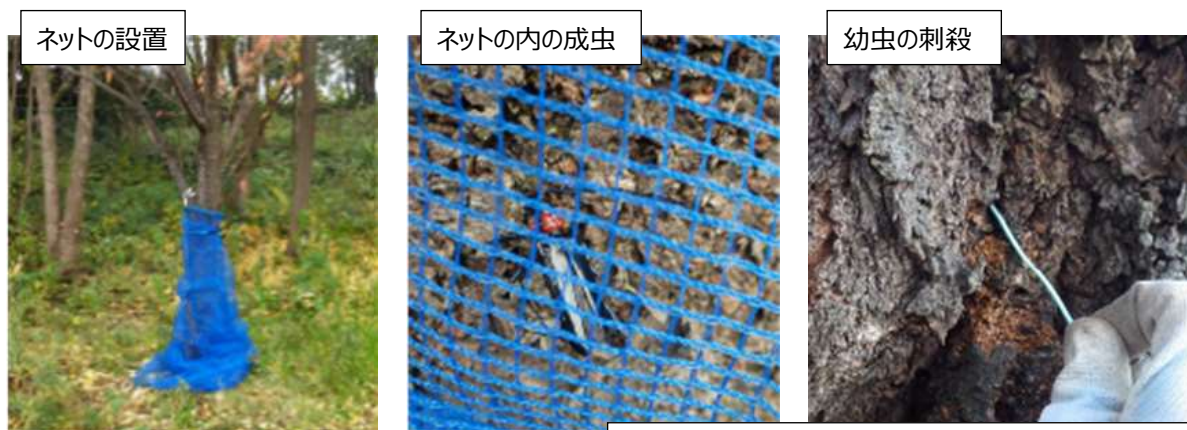
- ・成虫を見つけた場合、その場で駆除する。
- ・時期：6月～8月（発生ピークは6月中旬～7月中旬）

㊧幼虫の刺殺

- ・樹幹や根から排出するフラスを掻き出し、長い針金などで幼虫が食入してできたトンネル（以下、坑道）内の幼虫を刺殺する。ただし、幼虫は樹幹内を不規則な方向に食べ進むため、坑道が曲がりくねって針金が届かない場合もある。
- ・時期：4月～10月（フラス排出期）
- ・必要な物品：千枚通し、針金、金属製ブラシなど

㊨ネット利用による拡散防止

- ・ネットを樹幹に巻き付けて樹から脱出した成虫を殺虫し、ほかの樹への移動を防止する。
- ・時期：ネット巻き付け作業は10月～翌5月（成虫の発生前まで）に行う。
※ネット内で成虫が交尾・産卵したり、隙間から脱出したりするため、定期的に見回り、見つけ次第ハンマーや針金など（できるだけネットを傷つけない方法）で殺虫する。
- ・必要な物品：ネット（目合い0.4～4mm程度、幅2m程度（例えばクビアカガードネット、農業用防風ネットなど）、針金、ひも、ペグなど
- ・高さ2m程度まで巻き付け、針金やひもで固定する。ネットを樹幹に密着させると成虫がネットを噛み切るので、ネットを二重にして、樹幹との間に余裕を持たせる。根元に生息することもあるので、根元の防風ネットはペグで固定する。



別添1 クビアカツヤカミミリ被害対策の手引書（改訂版）より

②農薬を使用する防除

※農薬を使用する際は使用基準（「適用作物」、「使用方法」、「使用量および希釈倍数」、「使用時期」、「総使用回数」）を遵守する必要がある。違反の場合は農薬取締法により罰則が科せられるため、農薬のラベルをよく読んで使用する。

㊦殺虫剤（噴射式）による駆除（別添2参照）

- ・樹幹や根から排出するフラスを掻き出し、食入孔（木くず排出孔）にノズルを差し込み、薬液を噴射して樹内の幼虫を殺虫する。
- ・時期：4月～10月（フラス排出期）
- ・必要な物品：千枚通し、針金、金属製ブラシ、ゴーグル、マスク、防除衣（雨合羽など）、手袋、など
- ・殺虫剤（噴射式）：ロビンフッド、ベニカカミキリムシエアゾールなど
- ・農薬使用時はゴーグルやマスクなどを着用する。

殺虫剤（噴射式）の使用方法		
		
別添1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より		
(1) 食入孔を探す 樹幹や根から排出するフラスをブラシなどで除いて探す。見つからない場合はフラスが落ちている場所の上部をこまめに探す。	(2) フラスを掻き出す 食入孔にフラスが詰まっていると薬液が幼虫まで届かないため、千枚通しなどで掻き出す。	(3) 薬液を注入する 食入孔にノズルを差し込み、噴射する。薬液を食入孔に充填させるため、食入孔から薬液が少しあふれるまで噴射する。

㊧殺虫剤（薬剤散布）による駆除（別添3参照）

- ・希釈調整した薬液を樹に丁寧に散布する。
- ・時期：6月上旬～8月下旬（成虫発生期）
- ・必要な物品：ゴーグル、マスク、防除衣（雨合羽など）、手袋、バケツ、噴霧器など
- ・殺虫剤（噴射式）：モスピラン顆粒水溶剤など
- ・農薬使用時はゴーグルやマスクなどを着用する。

㊦殺虫剤（幹幹注入剤）による駆除（別添 4 参照）

- ・樹幹部に注入した薬剤が、樹体内の蒸散流とともに分散することで樹内の幼虫を殺虫する。
- ・時期：殺虫剤による。
- ・必要な物品：ゴーグル、マスク、手袋、メジャー、電動ドリル、傷口癒合剤（薬剤注入穴を蓋する資材）など
- ・殺虫剤（幹幹注入剤）：ウッドスター、アトラック、リバイブなど
- ・農薬使用時はゴーグルやマスクなどを着用する。

殺虫剤（幹幹注入剤）の使用方法



（1）木の大きさを測定する
根元の幹幹部直径をメジャーで測定し、使用薬量や薬液注入の穴の数を決める。



（2）地際に薬液注入穴を作成する
樹幹の地際に電動ドリルで薬液量に応じた数の注入穴を、樹体の斜め下向きに開ける。腐朽した部位は薬液の浸透が悪いので避ける。



（3）薬液を注入し穴をふさぐ
注入穴に規定量の薬液を注入する。
薬液が樹幹内に浸透したことを確認し、注入穴を傷口癒合剤などでふさぐ。

別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

③伐採による防除

クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木は、防除対策を何も取らなければ、いずれ衰弱して枯死することが想定される。枯死・衰弱木は、強風などにより倒木・落枝が発生しやすくなることから早期に伐採することが望ましい。

また伐採した場合は、樹木内部の幼虫を処理する観点から破碎あるいは焼却処分することとする。

・伐採時期： 9月～翌年3月（成虫の脱出時期以外）

・伐採木の処理：破碎、焼却

（留意事項）

・直ちに処理ができない場合は、伐採木および根株を防風ネットなどで被覆して、成虫の脱出を防ぐ。

・別添 5「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）」について

（２）樹木別の防除

①被害が甚大な樹木の防除

（１）防除の方法③伐採による防除を検討する。

※伐採の場合、地元協議、若木への植替え（※（３））の検討が必要となる。

②被害が軽度の樹木の防除

（１）防除の方法①農薬を使用しない防除、②農薬を使用する防除を実施する。

※防除方法については、フラスの発生量、生育状態、植栽履歴、コストなどを考慮し決定する。

③被害が無い樹木の予防

施設や土地の管理者は、早期発見の観点から、５月から１０月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかの確認を行う。

被害が確認された場合には、速やかに防除を行う。※②参照

（３）若木への植替え

被害樹木の伐採後、被害地の回復を図るためには、若木への植替えを行うことを検討する。同じ種類の若木を植えた場合、再び被害を受ける可能性があるため、継続した防除対策が必要となるため、クビアカツヤカミキリ対策の手間やコストがかけられない場合は、被害を受けない植物（バラ科以外）への植替えも検討する。

被害木の伐採～若木への植替えのイメージ



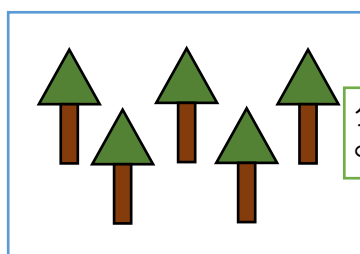
同種・近縁種
の若木に植替え



対策の継続



バラ科以外の
若木に植替え



クビアカツヤカミキリに
よる被害を受けずに成長



別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

(4) 住民への調査・防除の協力の呼びかけ

対策にあたっては、学校や公園、各個人の敷地での成虫の捕殺や見回りなど地域の住民の協力を得ながら取り組む。

公園等の施設においては、ネット巻きした樹木に捕らえられた成虫を逃がしたり、持ち帰ったりしないよう来訪者等への広報を実施する。

啓発ポスター、チラシ



(5) モニタリング及び被害マップの作成・更新

防除対策を計画的に進める上で、必要に応じて生息状況及び被害状況をモニタリングし、被害マップを作成、随時更新する。

視覚的に被害状況を把握し、飛び地的に被害が発生した地区の対策を優先するなど、計画的な防除を実施する。

8. 防除従事者

防除従事者は、市職員、施設等の所有者・管理者及び施設等の防除作業を請負い防除作業に従事するものとする。

市は、防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するものとする。

防除従事者は、防除の実施にあたり、地域住民等に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

9. 協働による防除

市民、自然環境保全団体、事業者（緑化協会、農薬メーカー、造園業者など）、大学など様々な主体と連携することにより防除に努める。

10. 近隣自治体との連携

大阪府、近隣自治体と連携して、発生状況や実施している対策などの情報を共有し、より広域的・効果的な対策が実施できるよう訴求する。

クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）

（行政担当者・施設管理者の皆様へ）



2019年7月

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所

はじめに

サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に発生し枯死させるクビアカツヤカミキリの被害が大阪府内でも確認されています。そこで、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所は、府内の発生状況を調査するとともに、初期対策等について検討してきました。

クビアカツヤカミキリの防除は、サクラ等のバラ科の樹木が植栽されている公園、道路、学校等の施設、山林や民有地、あるいはモモ等の果樹園において、管理者らが一致協力し、また地域住民などの協力も得ながら、外来生物法を遵守した上で対策に取り組むことが重要です。

今回、バラ科の樹木をお持ちの方々が積極的かつ効率的に防除に取り組んでいただけるよう、技術的な対策手法等を手引書として取りまとめました。本手引書を活用いただき、クビアカツヤカミキリの被害を抑えることができれば幸いです。

Topic1 特定外来生物に指定されて

クビアカツヤカミキリは、2018 年 1 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」による特定外来生物に指定されました。これにより、飼養、保管、運搬、輸入、野外への放出などが原則禁止となります。

特定外来生物は、防除対策をとらず放置しておくことと分布を拡大し、農林水産業等に被害を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて駆除することとされています。また、被害木の枯損や落枝等が発生しないよう配慮が必要です。

<本手引書の内容>

1	クビアカツヤカミキリはサクラやモモの害虫	・・・・・・・・・・	P2
2	対策とスケジュール	・・・・・・・・・・	P3
	（1）被害状況を調べる	・・・・・・・・・・	P4
	（2）農薬に頼らない防除	・・・・・・・・・・	P6
	（3）農薬による防除	👉 改訂	・・・・・・・・ P7－13
	（4）被害木の伐採と処分	👉 改訂	・・・・・・・・ P13
	（5）若木への植替え	・・・・・・・・・・	P15
	（6）住民への調査・防除の協力の呼びかけ	・・・・・・・・・・	P16
	（7）被害マップの作成・更新	・・・・・・・・・・	P16
3	問い合わせ先	・・・・・・・・・・	P17

別添 2 農薬 殺虫剤（噴射式）の例

ロビンフッドの摘要内容

有効成分はフェンプロパトリン 0.02% ピレスロイド系（IRACコード 3A）

作物名	適用害虫名	使用方法	使用時期	本剤の使用回数
サクラ	クビアカツヤカミキリ	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	—*	6回以内
もも、うめ、おうとう、かき、かんきつ、なし、びわ、ぶどう、りんご、マンゴー 果樹類 (かんきつ、りんご、なし、びわ、もも、うめ、おうとう、ぶどう、かき、マンゴー、いちよう(種子)、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、食用つばき(種子)を除く)	カミキリムシ類		収穫前日まで	2回以内

*サクラは食用作物ではないので、使用時期の基準はありません。

別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

別添 3 農薬 殺虫剤（薬剤散布）の例

モスピラン顆粒水溶剤の摘要内容

有効成分はアセタミプリド 20.0% ネオニコチノイド系（IRCAコード 4A）

作物名	適用害虫名	希釈倍数	使用方法	使用時期	本剤の使用回数
サクラ	クビアカツヤカミキリ	2000倍	散布	発生初期	5回以内
もも、うめ、すもも、小粒核果類（うめ、すももを除く）				収穫前日まで	3回以内

別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

別添 4 農薬 殺虫剤（薬剤散布）の例

ウッドスターの摘要内容

有効成分はジノテフラン 8.0% ネオニコチノイド系（IRCAコード 4A）

作物名	適用害虫名	使用量（樹当たりの薬液注入量）	使用方法	使用時期	本剤の使用回数
サクラ	クビアカツヤカミキリ	注入部直径 6cm～10cm:8～12ml、10cm～20cm:12～24ml、20cm～30cm:24～36ml、30cm～40cm:36～48ml、40cm～50cm:48～60ml、50cm～60cm:60～72ml、以降、直径が10cm増す毎に12mlを追加する	樹幹注入	新葉展開後～落葉前まで	3回以内

別添 1 クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂版）より

アトラックの摘要内容

有効成分はチアメトキサム 4.0% ネオニコチノイド系 (IRCA コード 4A)

殺虫剤／樹幹注入剤



アトラック
殺虫剤

の適用内容

2019年5月15日さくらの
クビアカツヤカミキリに適用拡大

作物名	適用病害虫名	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方 法	7/24利用を 含む 農薬の総使 用回数
さくら	クビアカ ツヤカミキリ	胸高直径(樹幹部)、 6~10cm 30ml、 11~15cm 60ml、 16~20cm 90ml、 21~25cm 120ml、 26~30cm 180ml、 30cm以上は胸高直径が 5cm増すごとに30~60ml を増量する	幼虫発生前 ~ 幼虫発生期	3回 以内	樹幹 注入	3回以内
けやき	アメリカ シロヒトリ					
まつ	マツカレハ					
プラタナス	プラタナス グンバイ	幹材積1m3当り 400~600ml	新葉展開後	3回 以内	樹幹 注入	3回以内
ヤシ	ヤシオオサ ソウムシ		幼虫発生期			
デイゴ	デイゴ ヒメコバチ	胸高直径(樹幹部)、 6~10cm 30~60ml、 11~20cm 60~120ml、 20cm以上は胸高直径が 10cm増すごとに 60~120mlを増量する	成虫発生前 又は 虫えい 形成期			

1

ProfessionalSolutions

sanadanta

シンジェンタジャパン(株) より

リバイブの摘要内容

有効成分はエマメクチン安息香酸塩 1.9% ミルベマイシン系 (IRCA コード 6)

殺虫剤／樹幹注入剤



リバイブ

の適用内容

2020年6月24日サクラの
クビアカツヤカミキリに適用拡大

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用方法	エマメクチン・ミルベマイシンを含む農薬の総使用回数
樹木類 (さくら、デイ ゴを除く)	ケムシ類	胸高直径 (樹幹部) 11~15cm 20 mL 16~20cm 30 mL 21~25cm 40 mL 26~30cm 50 mL 30cm以上は胸高直径が5cm増す ごとに10 mLを増量する。	発生前~ 発生期	1回	樹幹部に注 入孔をあけ、 注入器の先 端を押し込 み樹幹注入 する。	6回以内
さくら		胸高直径 (樹幹部) 6~10cm 15~30mL 11~15cm 20~60mL 16~20cm 30~90mL 21~25cm 40~120mL 26~30cm 50~150mL 30cm以上は胸高直径が5cm増す ごとに10~30 mLを増量する。				1回
	クビアカ ツヤカミキリ	胸高直径 (樹幹部) 6~10cm 30mL 11~15cm 60 mL 16~20cm 90 mL 21~25cm 120 mL 26~30cm 150 mL 30cm以上は胸高直径が5cm増す ごとに30 mLを増量する。				
デイゴ	ケムシ類 ベニモンノメイ ガ	胸高直径 (樹幹部) 11~15cm 20 mL 16~20cm 30 mL 21~25cm 40 mL 26~30cm 50 mL 30cm以上は胸高直径が5cm増す ごとに10 mLを増量する。				

3

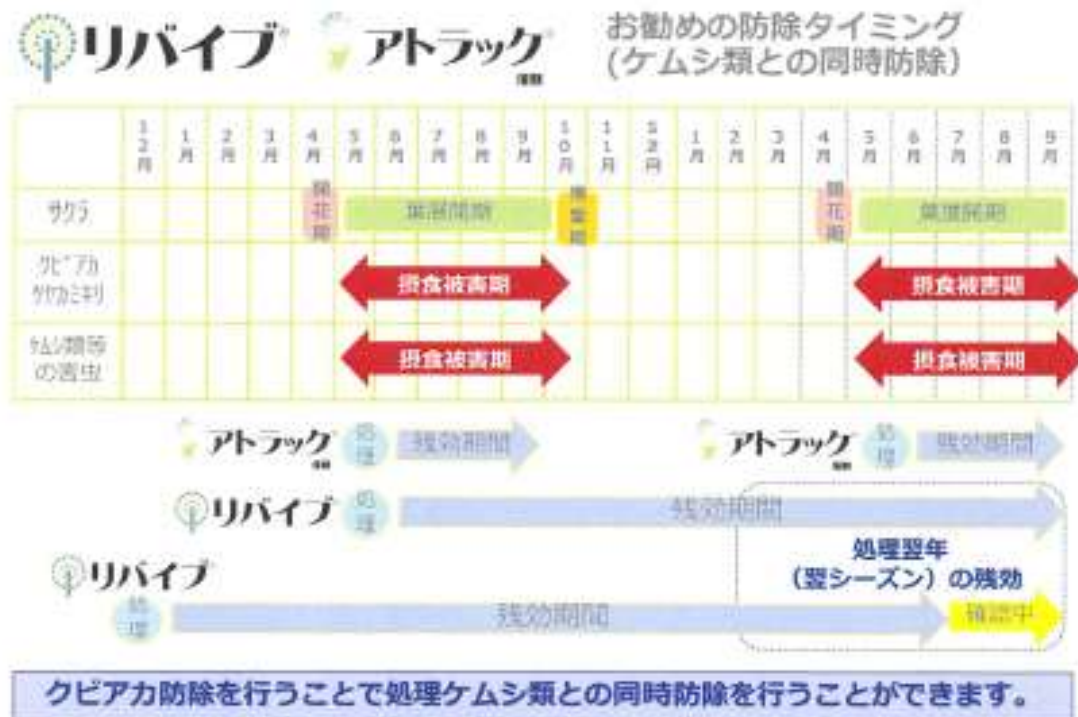
2020年10月現在

ProfessionalSolutions

sanadanta

シンジェンタジャパン(株) より

アトラック、リバイブ防除実施時期



※サクラや害虫の生育タイミング。
薬剤の残効期間は気象条件や地域により異なります。

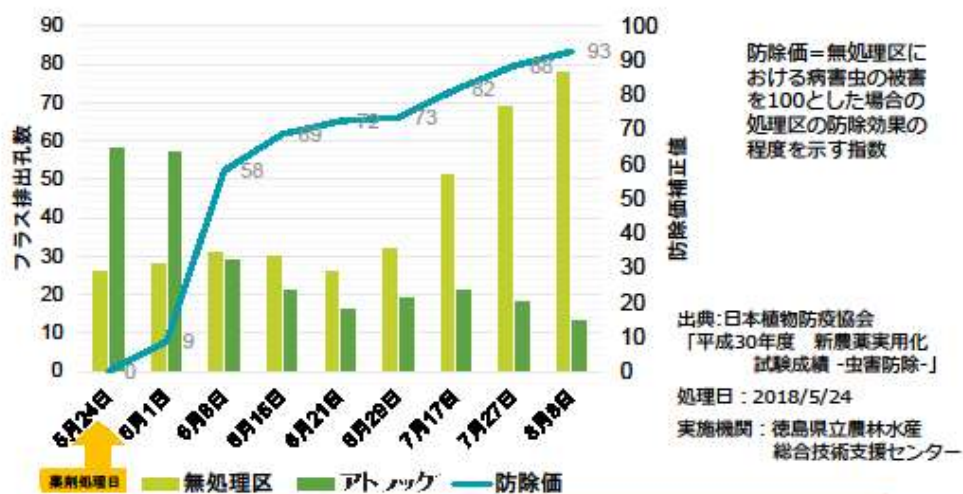
ProfessionalSolutions

syngenta

シンジェンタジャパン(株) より

アトラックの効果

クピアカツカミキリの被害を受けた
サクラに処理したアトラック 液剤 のフラス排出抑制効果



無処理区が日を追うごとにフラス排出孔数が増加したのに対して、アトラック処理区はフラスの排出を抑制した。

リバイブの効果

サクラに処理した **リバイブ** のクピアカツヤカミキリフラス排出抑制効果 (冬期処理)



無処理区の排出孔数が増加していくのに対してリバイブ処理区は処理翌々年の春までフラスの排出を抑制して高い効果を示した。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について

平成 31 年 3 月 26 日 環自野発第 19032610 号

各地方環境事務所長、釧路自然環境事務所長、信越自然環境事務所長、

那覇自然環境事務所長、四国事務所長宛

自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

平成 30 年 1 月 15 日に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) については、駆除のために樹木の伐倒処理が必要となる場合がありますが、伐倒木に入り込んだ個体についてはその場で殺処分をすることが困難であり、しかるべき場所や施設に運搬して殺処分する必要があるものの、許可無く運搬することができないことが迅速な防除の妨げになっているとの指摘が関係者からなされているところです。

こうした状況に鑑み、防除が適切かつ円滑に実施されるよう、特定外来生物の飼養等に係る規制のうち、当該生物に係る運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、これを踏まえた運用を行うとともに、必要に応じ防除実施団体等に周知願います。

なお、外来生物法第 18 条第 1 項及び第 2 項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。継続的かつ計画的に防除を実施する場合には、防除の確認又は認定を受けることを妨げるものではありません。必要に応じ、指導願います。

また、各都道府県及び各政令指定都市には、別添写しのとおり通知しましたので了知願います。

参考：特定外来生物である植物の運搬及び保管に係る運用

平成 27 年 1 月 9 日付け環自野発第 1501091 号「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について」

平成 31 年 3 月 26 日 環自野発第 19032610 号

各都道府県・各政令指定都市自然環境担当部局長宛 自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

平成 30 年 1 月 15 日に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*)

については、駆除のために樹木の伐倒処理が必要となる場合がありますが、伐倒木に入り込んだ個体についてはその場で殺処分をすることが困難であり、しかるべき場所や施設に運搬して殺処分する必要があるものの、許可無く運搬することができないことが迅速な防除の妨げになっているとの指摘が関係者からなされているところです。

こうした状況に鑑み、防除が適切かつ円滑に実施されるよう、特定外来生物の飼養等に係る規制のうち、当該生物に係る運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、防除実施団体等への周知等の御協力をお願いいたします。

なお、外来生物法第18条第1項及び第2項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第4条の飼養等の禁止の対象外としています。継続的かつ計画的に防除を実施する場合には、防除の確認又は認定を受けることを妨げるものではありません。必要に応じて各地方環境事務所等に相談されるようお願いいたします。

記

1. 特定外来生物を生きたまま運搬することは原則禁止されているが、クビアカツヤカミキリに関しては、次の要件を全て満たす場合については、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。

ア) クビアカツヤカミキリの存在を樹木内に認めたものの、その場で全ての個体を殺処分することが困難である場合に、拡散を防ぎ確実に殺処分することを目的として、焼却又は粉砕、燻蒸が可能な場所に当該樹木を運搬するものであること。

イ) 目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行っていること。

ウ) 運搬中に当該生物や当該樹木が落下や飛散等により逸出しないよう、逸出防止措置が十分採られていること。

エ) 特定外来生物の防除である旨を関係者に周知し理解を得るため、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に公表した上で実施すること。

2. 特定外来生物を生きたまま保管することは原則禁止されているが、1. に付随してやむを得ず一時的に当該生物や当該樹木を保管する場合に、逸出防止措置が十分採られており、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理され、かつ必要最小限の期間に限り行うものは、1. と同様に確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものとみなし、外来生物法の「保管」には該当しないものである。

なお、防除の実施に際してはクビアカツヤカミキリの生態を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、上記1. 及び2. の適用の可否については具体の状況に基づき個別に判断するものとする。

- ・概ね 9 月から翌 4 月までは幼虫が立木内に留まっているため、可能な限りこの期間中に確実な逸出防止措置を採った上で実施する。
- ・緊急的な防除など、やむを得ず脱出期（6 月から 7 月）及びその前後の概ね 5 月から 8 月に実施する場合は、厳重に梱包するか閉鎖空間型の車両に積載するなどし、運搬中の確実な逸出防止措置を採るとともに、一時的な保管を行わずに、速やかに殺処分する。

河内長野市クビアカツヤカミキリ防除対策連絡会設置要領

(趣旨)

第1条 特定外来生物に指定されている「クビアカツヤカミキリ」の生息が河内長野市域で確認され、被害が拡大しつつあることから、個体の防除と生息域の封じ込めに努めることにより、市域のサクラ及びモモを守るとともに、生物多様性の保全を図るため、河内長野市クビアカツヤカミキリ防除対策連絡会を設置する。

(組織)

第2条 連絡会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 環境経済部環境政策課長
- (2) 環境経済部農林課長
- (3) 都市づくり部公園河川課長
- (4) サクラ等のバラ科の樹木を管理する施設を所管する課長
- (5) (公益財団法人) 河内長野市公園緑化協会事務局長

2 必要に応じ、クビアカツヤカミキリ防除対策に関連する者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

3 連絡会に事務局を置き、環境経済部環境政策課が担当する。

(会議事項)

第3条 連絡会の会議事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の調査、防除実施計画の策定に関すること。
- (2) 生息域拡大の防止に関すること。
- (3) 情報発信及び普及啓発に関すること。

(4) その他必要と認める事項に関すること。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。